

【パブリックコメント】

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について

- 1 実施期間 令和4年9月22日（木）～10月21日（金）
- 2 提出意見数（人数） 延べ121件（39名）

区 分	人 数
森林税の継続に賛成、または継続を前提とした取組などについて御意見等を述べられた方	28
森林税の継続または基本方針案の内容に反対の御意見を述べられた方	4
その他の御意見等をお寄せいただいた方	7
計	39

いただいた御意見は、以下の項目ごとに整理した上で、県の考え方を記載しています。

- ・ 再造林に関する御意見
- ・ 森林整備に関する御意見
- ・ 担い手確保に関する御意見
- ・ 里山利用・保全、多面的利活用等に関する御意見
- ・ 木材利用に関する御意見
- ・ まちなか緑等に関する御意見
- ・ 市町村に対する支援に関する御意見
- ・ 森林環境譲与税との整理や森林税の制度に関する御意見
- ・ 森林税活用の成果、PRIに関する御意見
- ・ 森林税活用事業の制度に関する御意見
- ・ その他の御意見

お寄せいただいた御意見等の要旨及び県の考え方

○再造林に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
1	区域のゾーニングが明示されていないので、できれば各地域のどこを「林業に適した森林」と設定しているのか示されたい。	○「林業経営に適した森林」は民有林人工林の約3分の1、民有林の15%弱に相当する約10万ヘクタールを見込んでおり、今後、10年をかけて80年サイクルで更新する仕組みを構築するため、当面5年後（令和9年度）の再造林面積を年間1,000haとすることを目標とし、将来的には年間1,250haの再造林が行われるよう取り組んでまいります。具体的には、森林税を活用した再造林の加速化の取組に加え、森林所有者への啓発活動、森林経営計画策定の促進、効果的な獣害対策など再造林を進めるために必要な対策について総合的に取り組み、再造林が進むよう適切な進捗管理を行ってまいります。
2	林齢の平準化を行う事は必要だと考えるが、その目標数値の実現性が低いのではないかと考える。基本方針案に係る県民説明会資料P17にあるように、林業に適した森林10万haについて、これを全て皆伐・再造林できるという設定は大丈夫なのか。	○林業経営に適した森林は、地形や道路からの距離などの条件から算定し、市町村森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」等に位置付けることを検討しており、今後、必要な位置情報等をオープンデータとして公表してまいります。
3	道路からの距離や平均傾斜といった一定の条件に適合する森林を「生産林」とするのはよいと思うが、皆伐や再造林が可能かは疑問。集落に近い森林の場合、皆伐施業はその地域の住民から求められないケースも多いため、一律に皆伐施業を提示するのは難しいのではないかと。	○主伐・再造林については、森林所有者をはじめとした関係の皆様のご理解を得て進めていくことが重要であり、仮に林業経営に適した森林に位置づけられたとしても、森林や地域の状況により主伐や再造林が困難な場合は、それぞれの森林に応じた整備が行われるよう取り組んでまいります。
4	主伐（皆伐）・再造林を進めるのであれば、市町村整備計画の長伐期施業の指定について議論がなされ、この部分での市町村整備計画の積極的な変更も視野に入れるべきではないかと。	○ゾーニングに当たっては、市町村森林整備計画の長伐期施業の指定も含めて適切なものとなるよう、市町村と協力してまいります。 ○具体的な方策については、今後ガイドラインや補助要綱等で整備してまいります。
5	再造林を進めた時に苗木の確保は充分なのか。不足があるとすれば、種苗関係の育成や助成対応が必要ではないかと。	○林業用の苗木は生産に2～3年を要し、数年先の需要を見越して準備する必要があることから、苗木の需給を調整する場を設けています。加えて、遺伝的に優れた種子の確保や品質の高い苗木生産が重要であることから、既存財源を活用しながら、林業用苗木の採種園等の整備や種苗生産者の支援を行ってまいります。こうした取組により、安定的な苗木の確保に努め、増大が見込まれる需要に適切に対応してまいります。
6	再造林の増加に伴い苗木の安定的な確保（特にカラマツ）が重要課題。森林所有者が適地適木を基本に継続的な山づくりを計画的に実施できる長期的かつ安定的な生産供給態勢の整備を検討されたい。	
7	今後再造林率を上げるのであれば、植栽苗木の購入価格に補助して欲しい。現在の山行苗木がもっと安価になれば、植栽にチャレンジする事業者は多くなると考える。	○再造林の加速化については、使用する植栽用の苗木も支援対象としています。また、苗木の価格については、生産量の増加に伴う生産性向上によりコストダウンが期待されることから、適正な価格となるよう生産者団体とも協力してまいります。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
8	再造林の加速化に、想定される予算の3分の1を充てることは過大であるとする。主伐は基本的に経済行為であり、そのあとに再造林をすることは、いわば森林所有者の責務である。再造林率を高めることは重要な課題ではあるが、それは国が補助すればよいことである。納税者（県民）にとって再造林の優先度は災害防備に比べれば低く、低い優先度のものに最大の予算枠を与えることは納税者の納得を得られないとする。	○本県の民有林人工林は約8割が50年生を超えており、資源として利用可能な状況ですが、再造林やその後の保育作業に要する費用が森林所有者への負担となっており、主伐・再造林などの森林の若返りが進んでいない状況です。 ○こうした状況がこのまま進むと、高齢級化に伴う森林の二酸化炭素吸収量の低下を招くほか、極端な年齢配置の偏りにより、継続した森林資源の利用にも支障が出てくるおそれがあります。
9	再造林に嵩上げによる10/10補助を行うと、再造林費用の負担があるために主伐を控えていた森林所有者に対し、事実上の主伐補助金として作用してしまうとする。納税者からみれば「県が素材生産量の目標を達成したいばかりに、森林税をつかって主伐を促進している」ということになるおそれがある。素材生産量の増加は、県内の林業にとって必要だが、それは森林税を用いて行うより、産業振興政策として一般財源から支出する方が論理的である。	○こうしたことを踏まえ、旺盛な成長力を持つ若い森林に更新するための主伐・再造林の推進は、2050ゼロカーボン実現や林業県への飛躍を図るための喫緊の課題と認識しており、県民の皆様にもこうした課題や重要性等を丁寧に説明し、超過課税を充てることに対してご理解いただけるよう取り組んでまいります。
10	再造林に10/10補助をするのであれば、「効率的な施業が可能な森林」（10万ha）の土地を明確にし、その区域内の主伐跡地に対してのみ行わなければならない。そうでなければ「10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築」することができない。ただし、このように限定すると、このエリア外では再造林放棄が横行するおそれがあるため、エリア外では一定面積以上の皆伐を禁止しなければならない。また、10/10補助を受けた森林所有者・林業経営者に対しては、その後の間伐までを確実にこなわせる義務を協定で結び、間伐を実行するまで県が監視していく制度を整える必要があるとする。主伐跡地に再造林だけを行い、その後放置してしまうのでは、将来の資源確保はもちろん、CO2吸収源としても実効性がなくなってしまう。	○再造林の加速化は、林業経営に適した森林において行われる再造林等を対象として支援してまいります。また、ルールに基づく伐採の徹底や伐採後の確実な更新を図る観点から、原則として、市町村が認定する森林経営計画等に基づく再造林を対象としています。 ○また、森林の伐採については森林法に基づく伐採造林届出制度の運用等により、また、再造林後の間伐など適切な森林整備については森林経営計画制度等に基づき、それぞれ適切に行われるよう市町村と協力しながら対応してまいります。
11	森林資源が充実し、本格的な木材供給の時期を迎える中、従来の間伐中心から再造林の加速化に軸が移り、補助率も10/10とされたことは、時宜を得た選択であるとする。再造林後は、一定期間下刈りが必要となるので、植栽と同様の補助が受けられるよう検討されたい。	○再造林の加速化では、再造林同様その後の初期保育（下刈り、獣害対策）に必要な経費も含めて支援してまいります。
12	植林と保育における下刈りに必要な補助金を望みたい。	
13	長野県全体の再造林面積のピークはもう少し先の時代になると思うが、第4期の5か年間で何を行っておくべきかの整理が必要。	○効率的かつ森林所有者が安心して再造林を進めていくためのマニュアル整備や、再造林後の初期保育（下刈り、獣害防除等）に向けた担い手確保が重要となることを意識し、現場の声を聞きながら整理を進めてまいります。
14	再造林に対する補助率10/10の嵩上げ対象のイメージとして、「機械を用いた地ごしらえ作業」「乗車型の機械を用いた下刈り作業」等が挙げられているが、これらの実施内容を検証することが10年後20年後に生きる。条件の設定に際しては、林業事業体など現場の意見やアイデアをぜひ取り入れて欲しい。	○再造林の加速化に係る条件設定に当たっては、現場のご意見もお聞きし、省力化に資する取組など将来につながる取組を含めるよう検討してまいります。
15	再造林の10/10補助の対象とならない区域において、主伐も進まず、再造林も行われないことにならないよう、従来型的主伐再造林と10/10補助対象の棲み分けの十分な議論が必要。	○まずは、林業経営に適した森林において森林資源の循環利用が確かなものとなるよう、再造林の加速化に取り組んでまいります。併せて、市町村等と連携し、再造林の加速化の支援対象外となる森林についても、どのような支援が適切なのか、別途検討してまいります。
16	上乘せ補助を行い、再造林を加速化させるよう見受けられるが、再造林を進める機運を高める上では、補助を活用しない造林や自力伐採跡地などの再造林に対する考え方があってもよいのではないかと（造林苗木の購入補助など）。	

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
17	森林税による森林整備の対象に再造林が加わることに賛成するが、現行の森林環境保全直接支援事業補助金への嵩上補助ということであり残念。小規模事業者は森林経営計画を策定することが困難であり、そうした者の再造林が難しくなるのではないかと。嵩上ではなく、間伐同様に森林税単独による補助とされたい。	○再造林の加速化については、ルールに基づく伐採の徹底や伐採後の確実な更新を図る観点から、森林経営計画等に基づく再造林を対象としています。また、森林経営計画が策定されていなくても、今後策定することを前提として、市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく再造林も対象となる場合もあります。
18	全ての再造林を10/10補助とする場合、今までの施策との整合性や現場での工夫の停滞、施策の継続性の可否、再造林がピークを迎えたときの財源不足等の問題が起きるのではないかと。	全ての再造林が対象となるわけではありませんので、対象の可否については、個別のケースごと地域振興局等にご相談をお願いします。
19	長野県ゼロカーボン戦略を推進する中で、森林資源を健全に維持しCO2吸収量を増加させることが森林に求められていると思うが、主伐再造林時代において2030年までの短期的にCO2吸収量を増やすことは難しいのではないかと。今や一刻の猶予も許されない2050年までのカーボンニュートラル実現のために、部門の垣根を越えて、それぞれの立場で真剣にカーボンニュートラルを目指していかなければならないのではないかと。	○それぞれの立場で、2050ゼロカーボンの実現に向け必要な取組を進めることが重要です。森林税を活用し、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、若い森林に更新する再造林を加速させてまいります。
20	D材の搬出に5円/kgでも補助があれば、地域の温浴施設等でのバイオマス熱利用が促進されると考えられ、CO2削減は大きく進むと考える。D材の搬出を行うことができれば、地拵の際に大幅な効率化が見込めるため、皆伐再造林には合理的ではないかと。	○これまで搬出されず伐採現場に残置されていた未利用材（D材）の利活用については、地拵作業の効率化等に貢献できると考えています。令和4年度から、既存財源を活用しながら実証事業を実施しており、森林税を活用した再造林の加速化を進めるに当たって、未利用材を効率的に搬出できた事例等を共有し、引き続きその活用を図ってまいります。
21	主伐の時代を迎え、今後更に必要性が増す急峻地を走行可能な運材用の車両、人員輸送車、あるいは苗木運搬用ドローン等の導入を促進する助成制度の創設を検討されたい。	○林内の運材用車両等の高性能林業機械の導入については、国庫補助事業や制度資金（林業・木材産業改善資金）の活用が可能な場合があります。また、苗木運搬用ドローンを含めスマート林業関連機器の導入についても、県独自に支援を行っているところです。
22	県内の森林のうち〇%にあたる〇haが生産林として成立出来れば、定期的に〇m ³ /年の安定供給が見込まれ、そのためには〇mの作業道作設が県内にあるべき、という作業道作設（インフラ整備）に重点を置いた森林政策を先にやるべきだと考える。その基盤が整い次第、順次皆伐や再造林を実施するという順番で進めることが大切ではないかと。	○ご指摘のような順序で施策を実行していくことは大変重要と考えます。一方で、森林の状況は所有者の考え方も含め様々なことから、全体的な課題を踏まえつつ、既存のインフラを最大限活用しながら再造林が進むよう取り組んでまいります。

○森林整備に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
23	成長したカラマツの材としての利用から始まり、木質バイオマスでもあるカラマツ、杉などの商としての植林、気象変動による災害防止による鎮守の杜として広葉樹を中心として針葉樹との混合林にした災害に強い山づくりが必要。	○森林税を活用し、第3期末に未整備で残る見通しである「防災・減災のための里山整備」に取り組みつつ、「再造林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りや、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組を進めてまいります。
24	再造林の加速化に大賛成。しかし、森林整備への取り組みに温度差があり、未だ間伐が済んでない森林がある。	○森林にはさまざまな機能があります。土砂災害防止機能などの公益的機能を発揮させることが特に重要な森林、木材生産機能の発揮が期待される林業経営に適した森林や、里山など人の暮らしに身近な森林など、それぞれの森林の機能に応じた森林づくりが適切に進められるよう取り組んでまいります。
25	実際に目で見える防災・減災の森林づくり、50年後を見据えた適地・適木のへの試金石となる再造林、林産物を目的とした森づくり(例、タラの木・松茸山)などを試してみたい。	
26	近年多発する豪雨などにおいても、森林の持つ役割は一層大きなものとなっているため、森林整備は計画的に行っていただきたい。	○県土の8割を占める森林は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など私たちの暮らしにとって重要な役割を果たす貴重な財産であることから、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、長期的な視点も持ちつつ、森林整備を計画的に行ってまいります。
27	木材生産のための森、水源や自然環境保全のための森、森の良さに触れその理解や心身の健康増進をはかるための森などを未来にどれだけつくっていくかなどについて計画を立て、せめて200年くらい先までの長野県内の森林のあるべき姿を具体的にすべきと考える。	○なお、現在、来年度を始期とする長野県森林づくり指針では、おおむね100年先のめざす森林の姿を明らかにして、今後10年間に取り組む方向性を記載してまいります。
28	将来の長野県内には、針葉樹を植林する森は必要最小限として、ブナなどの広葉樹の自然の森を増やしていくことが良いのではないかと。	○林業経営に適した森林については、針葉樹を中心とした人工林の森林づくりを進めてまいります。それ以外の森林については、広葉樹林や針広混交林など、極力人手が必要とならない森林づくりを進めてまいります。

○担い手確保に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
29	林業労働力については別途対策の検討が必要。	
30	就業希望者の掘起し・登録、即戦力となる就業希望者の積極的な育成に取り組んで欲しい。素材生産事業体の支援策として、新規参入を計画している事業体の起業支援、経営基盤の拡充に向けた小規模林業事業体の協業化支援、補助事業を活用するための経営計画の作成支援、効率よく素材生産を行うための素材生産技術の底上げ・平準化を推進されたい。	○森林税を活用し、多様な林業の担い手である小規模事業者の活動を支援するとともに、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者の拡大に取り組みます。 ○また、森林税以外の既存財源の活用も視野に、林業の中核的担い手に対する生産性や経営力の向上、新規就業者の確保・育成などの支援策を別途検討してまいります。
31	技能職員の高齢化もあり、若い後継者の確保に苦慮している。どのような支援がお願いできるか。	
32	人材育成に力を入れ、更に増やして欲しい。	○こうした生産性の向上などの取組を通じ、一人当たりの生産量を増加させるなど、林業就業者の所得向上にも繋がるよう取り組んでまいります。
33	林業労働力の的確な確保は、従事者の所得の向上にあると考える。事業体の努力も必要だと思うが、公共単価の見直し、福利厚生に対する助成など、行政においても検討されたい。	
34	新規就労者の育成には多額の経費が必要であり大きな負担となることから、安定的に林業従事者を育成できるよう、「緑の雇用事業」を補完する制度の創設を検討されたい。	○新規就業者の育成に向けた支援の充実は重要と考えています。中核的担い手に対しては、就業環境の整備や経営力の向上等により、就業者が安心して働き続けられるよう、既存の施策も踏まえた支援策を別途検討しています。
35	再造林化は、税事業のみの事でなく、国有林事業、関係機関造林事業などを考えた時、やはり現状労働力では足りない部分があると想像される。地域住民、県民の総参加による森林育成の機運を高めることが、行政の進めるべき方向ではないか。	○再造林の推進に必要な保育従事者の確保については、機械導入等による省力化の取組に加え、中核的担い手に対する既存の施策を踏まえた支援策を検討するとともに、森林税を活用した多様な林業の担い手である小規模事業者の活動への支援等により、兼業や一時的な就業を含めて、多様な人材の確保に努めてまいります。また、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上に図ること
36	近年、素材生産となる搬出間伐が主であったため、新植地が極端に少なく造林・保育の技術が継承されていないと感じる。造林・保育に係わる研修の実施と担い手の育成をお願いしたい。	○将来の林業就業者となり得る理解者の裾野拡大に取り組んでまいります。 ○保育従事者に対しては、労働安全や幅広い技術習得などの支援を検討してまいります。
37	下刈りの時期は6月～8月の3か月に集中するが、人員がどれだけ見込めるのか疑問。下刈り時期は各地でもニーズが高まるため、人件費をどこよりも高く設定できなければ、人員の確保は難しいのではないか。	○今後、間伐については対象面積の減に伴い実施面積が減少していくことが見込まれることから、下刈り等の保育作業へのシフトが円滑に行われるよう、関係者と協力して取り組んでまいります。
38	従来から里山整備に取り組んできた団体は高齢化しており、若返りを図っていく必要があると考える。新しく森林に関わりたい人々は、移入者を中心に多く関心は高い。このマッチングができる仕組みを、森林税を用いて構築すべきである。	○森林税を活用し、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上を図るとともに、健康・教育・観光などに森林を活用する「森林サービス産業」の推進により、山村地域の交流人口の拡大に取り組んでまいります。
39	市町村へ「きこり」の地域おこし協力隊の募集を促して欲しい。	○県では、市町村の状況をお聞きし、市町村からの個別相談への対応や、林業関係に従事している地域おこし協力隊の取組の紹介や交流促進などに取り組んでまいりたいと考えています。
40	森林経営管理制度に伴い、もし求人などがあれば共有されたい。	○市町村において、森林経営管理制度に関連した地域林政アドバイザーの求人を出している場合があります。求人の有無等については、県庁林務部森林経営管理支援センターへお問い合わせください。
41	林福連携が「安くて便利な労働力」として扱われないようにしなければならないと考える。	○今年度施行された障がい者共生条例の趣旨等も踏まえ、薪生産やきのこ生産などの林業関係の幅広い分野が、障がいのある方の就労の場として活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。

○里山利用・保全、多面的利活用等に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
42	地域で活動している人材の高齢化が進み、負荷が大きい。特定の人材に負担が大きく、ボランティアでは限界がある。 地域の実情・事情にあった政策を検討してほしい。また、そのような支援金事業にしてほしい。	
43	チェーンソー作業など危険作業も多いので、活動における障害保険や損害賠償保険などの費用支援をお願いしたい。	○これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、森林税を活用し、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備、地域の皆様の講習会・研修会の開催等について支援してまいります。
44	現在、里山整備利用地域として認定され、団体として活動を継続している。その中で地域住民対象の講習会や研修会などを開催すると反響も大きいので、こうした地域住民への講習会などの施策に対し、資金支援をお願いしたい。	○また、地域活動に必要な各種保険等に対する支援や、認定された「里山整備利用地域」における地域活動については、現行制度と同期間の支援が可能となるよう検討してまいります。
45	里山整備の活動を継続したいので、県民協働による里山整理・利用事業を継続して欲しい。	
46	県民が広く親しめる里山づくりは推進すべきであると考えている。想定では50箇所／5年間であるが、県下のすべての市町村に、市民が親しめる（利用できる）里山を設けるべきである。これは、森林に親しむ権利を実現することにもなり、親しめる森林がある地域は県外からの移入者を多く獲得できるからである。	○一方、地域で活動されている方々の高齢化は多くの地域で共通する課題だと認識しており、各地域の事例を共有して、課題解決に繋げられるようにしたいと考えています。
47	森の良さに触れる事業にももっと森林税を使っていくべき。県内に4カ所くらいは大きな森の公園を作ってはどうか。	
48	最近目にした林業会社による赤松林の伐採を名目にした里山整備に重大な懸念がある。基本方針案では「里山整備」がしきりに謳われているが、非常に危険。里山は本質的に「整備」するものではない（もちろん手入れは必要）。林業従事者らが営む造林帯（営利目的）とは区別して考えるべき。防災という言葉も「整備」の中で謳われているが、根本が間違っている。市民・国民の共有財産でもある里山がその時々所有者や業者の勝手な思惑のみで開発整備されないよう厳重に監視し、里山の姿を健全に維持する、それこそが行政者に課された役割だと考える。森林税は全県民に課されたものであり、これは里山が全県民の共有財産であることの証。その維持に活用する目的税であるはずが、山の持ち主、林業者や開発業者に補助や利益を与えて「里山整備・開発の地ごしらえ」をしやすいようにする基本方針は、里山のあり様を根底から破壊する、全くの逆行行為である。	○里山に関して、森林税を活用して実施する事業は、「防災・減災のための里山整備」と「県民が広く親しめる里山づくり」の事業です。これらは森林と人との関係が希薄になり、手入れが行われず荒廃が進んでいること、県土保全といった森林の防災機能等の低下が危惧されていることから、森林と人との関係を今日的なカタチで取り戻し、保全を図りながら、その恵みを次世代に引き継ぐために取り組むものです。 ○森林税を活用した事業の実施にあたっては、適正な事業規模や手法となるよう、各事業の計画段階からチェックするとともに、技術的な支援も含め、事業効果が十分発揮され、県民の皆様に森林税の効果を実感いただけるよう取り組んでまいります。
49	里山とは、そこに住んできた人々にとってはもとより、日本人にとって何よりも大切なものであった。そのことは今なおあつい想いを込めて歌い継がれている「ふるさと」や「赤とんぼ」といった歌からも分かるであろう。こうした歌で歌い継がれている情景は、長野県がいま、間伐のために「作業道整備や資機材の導入」を謀ろうとしている「里山」なのだ。さらに、里山は、今なお多くの日本人の死生観に深く関わっている場所なのである。長野県は、これからますます、県民から徴収した巨額の「森林税」をばらまいて、人々の心のよりどころであった静かな里山に、ブルドーザーを入れて作業道・林道を開設し、ズタズタにしようとしているのである。これは究極の破壊である。それは、県民の心のよりどころを破壊する暴力だと言っても過言ではない。以上の点から、基本方針案は根本的に誤ったものであり、すみやかに見直されるべきである。	○上記の点に関しては、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」、「6 取組を進めるにあたって」に追記しました。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
50	ゼロカーボンへの取り組みとして植樹は欠かせない。長期的な取り組みが必須であり、次世代の担い手である子供たちと一緒に植樹をして、子供たちの緑への関心を高めていけば、なお良いと考える。	
51	コロナ禍で人との距離が保てるキャンプ人気が高まっている。キャンプ場が整備されれば、観光客も増えるのではないかと。こうした景気の活性化に繋がる事にも森林税を活用して欲しい。	○森林税を活用し、林業関係イベントや体験活動等により森林・林業の認知度の向上を図るとともに、森林環境教育を含む健康・教育・観光などに森林を活用する「森林サービス産業」の推進に向けて、活動団体への支援や人材育成に取り組んでまいります。
52	学校林や街中の街路樹等の手入れは進んでいるが、特に若者向けの木育などには手が回っていない。	
53	木育として保育園・小学校・中学校・高校・大学と連携し、「植樹活動」や「里山保全」をもっと実践して欲しい。	
54	やまほいく認定園のフィールド整備を引き続き進め、更に増やして欲しい。	○信州で育つ子どもたちが幼児期から豊かな自然に親しむことにより、自然や地域の資源に愛着を育んでいけるよう信州型自然保育（信州やまほいく）を推進しています。今後も引き続き、森林税を活用したフィールド整備を推進してまいりたいと考えています。
55	MTB（マウンテンバイク）は自然を破壊するので反対する。	○森林内におけるMTBの利用に当たっては、今後県が行う里山の利活用のルール・マニュアルづくり等の中で、利用団体等に対しても利用方針の策定等を促すなど、ルールやマナーの遵守が図られる利活用を推進してまいります。

○木材利用に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
56	植林して木が育ってもそれを伐採し木材に利用することが今の林業の状況では難しい。育った木を有効に活用できるように木材産業の活性化やそのための環境整備にももっと力を注がないといけないと考える。	○生産された木材が有効に活用されるよう、既存財源を活用しながら、県産材の需要拡大や安定的な供給体制の確立に取り組んでまいります。
57	世界の重要な森林が保護されるように行政も目を光らせるべきだと考える。国内でも県内でも世界の重要な森林環境が保全されるように森林税を使っても良いのではないかと。そして地産地消で県産材が有効活用されるようにして欲しい。	○国内外の森林を保護する観点からも、地域で生産・加工される県産材等の利用が重要であることを普及啓発してまいります。また、多くの県民の皆様が利用する地域の施設等に県産材を利活用することで森林の大切さなどを啓発してまいります。
58	「県産材で家を建てようと思っても地元の木が手に入らない」ようなことが少しでも改善できるような地産地消メニューを設け、森林税事業で出材した丸太については地元で流通させるしくみ（製材工場優遇）にして欲しい。	○地域の木造住宅等で確実に県産材が利活用され、県内の製材工場をはじめとする木材産業が活性化するよう、既存財源を活用しながら、信州健康ゼロエネ住宅の普及促進及び県産材の流通体制の構築等に取り組んでまいります。 ○また、森林税を活用した再生林の加速化にあたっては、林業事業者と製材工場等による地域材安定供給のための協定締結を推奨する取組の一つとして検討してまいります。
59	近頃円安で高騰している薪材や低質チップ材についても地元市民が購入し易い「薪ステーション販売」や、企業が設備投資する「チップボイラー」等で広葉樹とチップ材をエネルギー活用し地元へ還元して欲しい。	○里山整備利用地域における地域活動が持続的に進む手法の一つとして、身近な里山資源である薪等が地域で循環利用される仕組みづくりを進めてまいります。 ○木材のカスケード利用によるゼロカーボン社会の実現や地域の森林資源の適切な維持等に向けて、既存財源を活用しながら、チップボイラー等の木質バイオマスの熱利用施設等の整備を促進してまいります。
60	全国で一斉に伐ると木材価格が暴落するのではないかと。	○木材需給の安定化に向けては、需要と供給のバランスをとっていくことが重要であり、木材の供給の増大にあわせて、木造住宅や民間建築物、木質バイオマス等の木材需要の拡大に資する施策及び木材流通の安定化のための仕組みづくりを進めてまいります。
61	森林バイオマスのエネルギー利用は、熱主電従、近隣からの調達、森林計画との整合による持続可能であるが、県内のバイオマス発電は反するので増やすべきではないと考える。	○今後の森林・林業施策の参考とさせていただきます。なお、木質バイオマス発電に関しては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の規定に基づき、資源エネルギー庁の指導の下適切に実施されることを前提に、県としては、木質バイオマス燃料の調達計画に関し、地域の森林資源及び林業・木材産業の状況に応じ、適切かつ持続可能なものとなるよう対応してまいります。
62	「信州健康ゼロエネ住宅」は、断熱一辺倒ではなく、住む人や周辺を考慮に入れ、長く使えることも考慮した上での指針となっているので、普及させることによって林業にも好影響を与えられると考える。	○木造住宅に県産材を利用することは、快適な住空間を提供するだけでなく、地域の林業・木材産業を活性化し、ひいては県民の皆様の暮らしの安全につながる健全な森林づくりやゼロカーボン社会の実現に貢献するものであり、県産材の利用を含め、信州健康ゼロエネ住宅の取組を推進してまいります。

○まちなか緑等に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
63	ゼロカーボンやSDGsといった取り組みには緑は不可欠。ヒートアイランド現象を防止する校庭や園庭の芝生化など、おおいに緑化事業を進め、身近な緑のありがたさを感じられるようにしてほしい。	
64	県では「信州まちなかグリーンインフラ推進」が策定され、まちなかの緑を増やそうとする取り組みが進められている。近隣の保育園の園庭は芝生化され外で子供たちが元気に遊んでおり、砂ぼこりもなく感謝している。近隣住民のメリットは非常に多くあると考える。	
65	「信州まちなかグリーンインフラ推進」への取り組みとして、幼稚園、保育園の園庭芝生化を進めるべき。幼少期から緑に触れることによって、おのずと緑が身近なものと感じ、関心が高まるのではないか。継続的に取り組んでいくためにも、子供たちの関心や興味は必要不可欠だと考える。	
66	幼稚園や保育園の園庭の芝生化の助成制度の創設・木や緑を大切にす啓発活動・街路や駅前の緑化対策など、全庁挙げてグリーンインフラの推進に向けて取り組んで欲しい。	○森林税を活用し、信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備に取り組んでまいります。
67	森林税は多くの県民が森林や緑を身近に感じることに使われるべきだと考える。幼稚園・保育園・小学校・中学校の園庭・校庭といった身近な施設の緑化や維持管理にも活用できるのではないか。特に校庭・園庭の緑化は子供たちのケガの軽減、外で遊ぶ時間の増加、体力向上にも繋がるほか、景観の向上、砂ぼこりの減少、ヒートアイランド現象への対策、温暖化の抑制など子供たちや地域、地球にもメリットがある。	○各施設の芝生化等への支援については、庁内横断的に取り組むグリーンインフラ推進体制の中で検討してまいります。
68	ゼロカーボンやSDGsの取り組みにCO2を吸収する緑や木々は不可欠。ヒートアイランド現象を防止するためにも校庭、園庭の芝生化やまちなかの緑をふやす緑化事業に森林税を活用して欲しい。	
69	「やまほいくフィールドや学校林の整備等」と並行し、都市部における校庭園庭の緑化（芝生化）等の緑化の推進が重要ではないか。	
70	これからの長野県を担う子供達に緑の中で逞しく育てて欲しい。森林税の用途として幼稚園・保育園の園庭、小学校・中学校の校庭の芝生化、構内の植樹に活用されれば、子供たちの健全な成長に繋がると考える。ヒートアイランドの対策、CO2の吸収等も期待できる。	
71	まちなかの緑・街路時の整備については、森林の整備、利活用の推進という見地からは、事業対象とすることは疑問に感じる。建設部の通常の対応でよいのではないか。	○今回、森林税を活用して実施する必要性が高い施策の4つの柱のうちの「森や緑、木のぬくもりに親しめる環境づくり」の一つとして、「まちなかの緑・街路樹の整備」に取り組み、より県民の皆様が身近な場所で緑の恩恵を感じていただけるよう取り組んでまいります。
72	長野県民が森林や緑を大事に思う取り組みにも活用すべき。CO2を吸収する樹木の植栽など緑化事業を進め、身近な緑のありがたさを感じられる様にしてほしい。また、県の施設や学校などにも活用して樹木の持つ機能が大事に思える意識改革につなげて欲しい。	○信州まちなかグリーンインフラ推進計画のアクションプランにおいても県有施設の緑化検討を位置付けております。 ○森林税の普及・啓発の中で、県民の皆様が森林や緑を大切に思っただけのような取組が、どのように効果的に実施できるか検討してまいります。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
73	長野県は山岳、高原、里山など緑豊かな県だが、都市に目を向けると緑が非常に少ない。今回の改正でもまちなかの緑化を目指すこの計画の推進に向けて大いに活用されるべきだと考える。	
74	長野県は山岳や高原、里山など緑豊かな県だが、都市に目を向けると、緑が非常に少ないと感じる。森林税を活用して駅前また市街地の緑化を大いに進めて欲しい。	○森林税を活用し、信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備に取り組んでまいります。
75	森林税の活用の基本的な考え方や方向性といったものが、一般の県民に見えにくいと考える。グリーンインフラの中で、森林・林業は中心的な役割を担うものと考えられるが、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」における「信州まちなかみどり宣言」は森林税を財源として取り組むのか。	○まちなかみどり宣言におけるグリーンインフラを「ふやす」、「つかう」、「まもる」ことについても、森林税の活用も含め取り組んでまいります。
76	公共工事等で植栽工事を行った後の管理について、毎年樹木は大きくなるのに管理費は年々減少している。維持管理は労力を使う大変な作業である。せつかく植えた植物を大切に“残す”ことに力を入れて欲しい。	
77	緑化が進んでも維持管理が適切に行われていない施設等がある。維持管理に必要なメンテナンス設備や維持管理の委託費にも活用できると更に効果的だと考える。	○街路樹をはじめとする公共工事で整備した植栽は地域にとって貴重な資源であると認識しています。森林税の活用も含めみどりの効果が最大限発揮されるよう、まちなかの緑・街路樹の整備に取り組んでまいります。
78	街路樹が伐採されるなど緑陰が非常に減少している。「信州まちなか緑宣言」も出されており、街路樹整備にも森林税を活用すべきと考える。	
79	森林税を活用した取り組み案としての区分で「やまほいくフィールドや学校林の整備等」と「まちなかの緑・街路樹の整備」が同区分に括られているが、これらは区分けし、助成制度の確立といった具体的な方針を打ち出してはどうか。	○森林税の活用の方向性の柱の一つとして、「森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり」を示しているところです。それぞれの取組は、基本方針の別紙「森林づくり県民税活用事業」に記載しているとおり、それぞれ具体的な目標値を定めて取り組んでまいります。
80	県道の歩道だが、街路樹があるものの点字ブロックの脇から雑草が生い茂っており、せつかくの風景を台無しにしている。景観を守るための除草にも森林税を利用してもいいのではないかと考える。	○歩道の雑草処理などは、地域の皆さんの協力を得ながら、一般財源等を活用し対応しています。森林税の活用としては、これまで行っている維持管理に要する費用ではなく、森林の持つ多面的機能を維持・増進するための経費に充当させていただいています。ご理解いただきますようお願いいたします。

○市町村に対する支援に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
81	既存の造林補助制度では、ヤブ刈りが主体の緩衝帯整備は補助対象とならない。次期森林税では、緩衝帯整備に使い易い制度とされたい。	
82	森林づくり推進支援のメニュー化の見直しを検討して欲しい。メニュー化されることで、事業が採択されなければ、森林の整備が遅れることが予想される。現行通り定額配分での補助事業として続けていただきたい。	
83	ゼロカーボンへの取り組みに樹木には欠かせない。松枯れで荒れてしまった山々の整備、植樹への取り組みに森林税を大いに活用すべき。	
84	松くい虫被害等で枯損後、放置され危険を及ぼす樹木の除去する制度の創設を検討されたい。	
85	松くい虫対策で発生した集積材が大量に放置されたままとなっており、二次災害の危険が増大している。加えて景観上も好ましくないことから、その撤去、更には利活用を可能とする制度の創設を検討されたい。	
86	松枯れ対策（枯れている木、枯れる前に伐採）に力を入れて欲しい。	
87	次期森林税を活用した取組において、ライフライン等保全対策の観光地の景観や緩衝帯の整備で事前対策としての道路の支障木伐採や倒木処理などに活用できるよう要望する。	
88	災害が多発する中、ライフライン等保全対策を拡充する方向で検討されたい。	
89	ライフライン等保全対策の予算額を増やして欲しい。要望が多数あるが、予算が追い付いていない。需要が高い事業であるため予算額の見直しを検討されたい。	○森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係等を整理した上で、ライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等伐採、観光地の景観や緩衝帯等の整備、病虫害被害対策（国庫補助事業の対象とならない松くい虫等の病虫害被害木の伐倒駆除、枯損木の利活用、監視など被害初期段階の対策や公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒駆除など）といった地域において必要度の高い事業に再編しました。引き続き市町村と連携し、森林等に関連する地域課題の解決に取り組んでまいります。

○森林環境譲与税との整理や森林税の制度に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
90	表1「森林税と森林環境譲与税の整理」及び図2「森林整備等における森林税と他財源との整理イメージ」で整理されている森林環境譲与税事業は、対象が狭く限定的となっているように感じる。森林税事業で県は何をしようとしているか県民に説明し理解してもらうことが大切である一方、市町村が主体的に実施する森林環境譲与税事業の用途が狭められないよう整理されたい。	○森林環境譲与税の用途については、法律上、森林整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないと規定されており、市町村は法律に基づき地域の実情を踏まえた施策に活用しているところです。
91	森林環境譲与税は、所有者の委任（団地化）、市町村の責務についての担い手育成（管理する自治体職員、及び作業を行う現場職員）、地域の特徴ある樹種（主として広葉樹）の活用、に充てるべきと考える。	○基本方針の「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」における表1及び図2については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするために整理したものであり、森林環境譲与税の用途として記載した内容は森林税事業に関連するもののみとしています。
92	今回提案された事業の必要性・独自性、他の財源活用の可能性が明示されていないので、明記されたい。	○事業の必要性については、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」の前半部分で整理させていただきました。 ○他財源活用のうち一般財源活用の可能性については、「5 今後の森林税のあり方について」の中の「(1) 県の財政状況について」で、森林環境譲与税との関係については、「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」で整理させていただきました。 ○なお、森林税の活用の検討に当たっては、国庫補助や一般財源で既に実施している事業からの置き換えを認めない整理をしているところです。
93	基本方針案のP6で第3期との相違点が示されているが、なぜこのような変更がなされたのか明記されたい。例えば第3期の河畔林整備事業は、実は一般財源でできたのではないか。	○第3期との主な相違点について、基本方針では以下の2つに分けて整理しています。 ○「今後の森林整備等の重要性に鑑み追加する事業」については、基本方針の「3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について」で整理したとおり、森林の多面的機能を持続的に発揮させるために必要な取組の緊急性、重要性から新たに追加するものです。 ○「これまでの取組の達成状況及び森林環境譲与税との関係等を考慮して見直す事業」については、第3期に緊急的に取り組み、実績が目標に達したことなどから事業を終了するもの（河畔林整備事業、道路への倒木防止事業、自然教育・野外教育推進事業）、新たな財源である森林環境譲与税での対応が可能となったもの（県産材公共サイン整備事業）等であり、いずれも一般財源等のみでは対応が困難であったと考えています。

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
94	<p>森林づくり推進支援金で期待されていた財政調整の機能は、第4期で対応する必要はないのか、改めて検討されたい。また、現状の制度を活かすことで、知事の推進する参加型予算の財源とすることも期待できないか、検討されたい。</p>	<p>○森林を多く抱えながらも、総じて人口も少なく財政規模も小さい山間部の町村において、森林づくり支援金は財政調整的な支援の役割を果たしてきたと考えています。今後は、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編しメニュー化して市町村を支援してまいります。</p> <p>○県民の皆様にご負担をお願いする森林税については、それぞれの取組に係る必要量や必要額をお示し、御理解を得ながら取組を進めてまいります。</p>
95	<p>森林税はあくまで時限的な超過課税であることを踏まえた運用をしていただきたい。具体的には、今回提案された用途での補助等がなくなっても、将来的には自立した森林管理や林産物活用等がなされるような体制を整えられたい。</p>	<p>○補助事業の実施にあつては、将来的に自立した活動が行われるような制度設計を図ってまいります。</p>
96	<p>森林税の存続については逆累進課税なので賛成できない。一般財源の中でしっかりと確保すべきと考える。</p>	<p>○個人県民税をはじめとする住民税は、地方公共団体からのサービスの受益に対して応分の御負担をいただくものです。その中で県民税均等割の「地域社会の費用を広く県民が負担する」という性格が、「森林づくりのために必要な費用を県民が等しく負担する」という趣旨に合致することから、森林税については、個人県民税均等割の超過課税という形で御負担いただくものとしたところです。</p> <p>○県財政は、高齢化等による社会保障関係費の増加等により、今後も引き続き厳しい財政状況が継続する見通しです。このため、再造林の加速化といった喫緊の課題に対応していくためにさらに追加的に一般財源を充当していくことは困難な状況にあることから、引き続き県民の皆様の御理解をいただきながら、超過課税での御負担をいただく判断をしたところです。</p>
97	<p>基本方針案P9に県の財政状況に関わる記述があるが、前回の基本方針では一般財源利用は課税前より多かったことが明記されていた。今回の基本方針でも、森林税を課しても充当する一般財源は減っていないことの確認や今後も減らさない立場は明記されたい。</p>	<p>○森林整備を中心とする林務部の予算全体に占める一般財源の割合は、森林税導入前（平成19年度）と第3期最終年（令和4年度）を比べると増加しています。充当する一般財源の額で比較しても増加しており、御負担いただいた森林税とともに、多額の一般財源を充当して森林整備を実施しております。</p> <p>○ご指摘の点を踏まえ、基本方針の「5今後の森林税のあり方について（1）県の財政状況について」に上記内容を明記しました。</p>
98	<p>かつては財源確保のために県内外からの寄附を積極的に求めていくことが明記されていた。現状でも、森林づくりの財源としてふるさと納税等が活用されている。基本方針ではこのことを確認したうえで、今後も財源確保の手段として積極的に活用することを明記されたい。</p>	<p>○基本方針には記載しておりませんが、寄附金等の財源確保については、これまでに引き続き取り組んでいるところです。</p>
99	<p>財源全般では、従来の延長ではなく、持続可能性と「誰もとり残さない」ことを最優先にすべきと考える。</p>	<p>○高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化に伴う県債残高の増加等により、今後の県財政は引き続き厳しい状況が継続する見通しであるため、より一層森林整備等に取り組むためには、一般財源等のみでは困難な状況にあることから、森林税の継続を提案させていただきました。今後も、歳入確保、歳出削減を含む行財政改革の推進に取り組み、持続可能な財政構造の構築を図ってまいります。</p>

○森林税活用成果、PRに関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
100	長野県において、林業、林産が持続可能な産業として成立するよう、森林がもっと私達の生活に身近に感じられるようにしてほしい。成果が目に見えるようにならなければ（行政の体質が変わらなければ）、県民は徴税に納得できない。	<p>○主伐・再造林の推進や林業就業者の確保といった取組を通じ、成熟した本県の森林資源を循環利用する仕組みを構築し、林業県への飛躍を図ってまいります。</p> <p>○また、森林税を活用し、これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等の皆様が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや整備等を進めるとともに、緑をより身近に感じられるような、まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進してまいります。</p> <p>○こうした成果がより県民の皆様の目に見えるような形で取組を進め、森林税に対して御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
101	県職員などが森林を守ることも大切だが、県民が「じぶんごと」として捉えてもらえるような活動をもっとして欲しい。	<p>○森林づくりの取組については、県のみならず、市町村、林業事業者、森林所有者、県民の皆様、企業の皆様など、多くの方々のご協力が必要と考えています。県としましては、多くの方々に森林の恩恵を感じていただけるような施策を進めることにより、皆様に森林づくりに関わっていただけるような取組を進めていきたいと考えています。</p>
102	森林税及び森林環境譲与税の周知を、両税の違いも含めてもっとして欲しい。徴収された森林税がどのように活用されているか知っている人はどれだけいるか。「知ってもらおう」をもっと進めて欲しい。	<p>○これまで県民会議や地域会議において「みんなで支える森林づくりレポート」として毎年度の取組情報をお示しするとともに、県のホームページへの掲載、SNSでの情報発信や地域情報誌への掲載、イベント開催によるPR、動画共有サイトのインストリーム広告機能を活用したPRを実施するなど、様々な媒体・方法で森林税の認知度の向上に努めてきたところです。一方、この度実施した県民アンケートにおいて、森林税の名称、税額に加え使い道もある程度知っているとの回答が約21%に留まっています。</p>
103	過去の森林税事業の成果、検証等について、成果の見える化が必要。取組事例集を作成し、多くの県民が現場を訪れ、成果を共有できるよう、数値による成果検証だけでなく、質的な検証を。	
104	前回の基本方針と異なり、情報発信に対する記載が限定的。森林・林業に関わる現状と課題、それに関わる県の取り組みについては、ぜひとも積極的かつ分かりやすい情報発信や出張講座の開催等を行って欲しい。	<p>○今後とも、森林環境譲与税との違いなども含めて、取組についての周知、広報の工夫に努めるとともに、広く親しめる里山づくりなど税を活用した取組に多くの県民が参加できるような工夫をしてまいります。</p>
105	森林税の基本方針の広報について、例えば、県内の中学生・高校生を公募し、基本方針の中身について分かり易い冊子を作成してはどうか。市町村をまたいで公募をすれば、若い人たちの横のつながりをつくることができ、メンバー一人ひとりにインフルエンサーになってもらうことができると考える。	
106	次期4期目の森林税事業について“長野県の森林税事業”としての特徴、長野県らしさを捉えるために、県民も含めてみんなが共有できる長野県らしいテーマを定め具体的な施策を検討して欲しい。	<p>○いただいたご意見は非常に重要なものと考えます。今後の施策の推進や森林税の普及啓発の参考とさせていただきます。</p>
107	長野県内のみならず、県外の人とも交流・意見交換などを取り入れて新しい発想や、既存の取り組みの学び合いをしたい。	
108	「みんなで支える森林づくり地域会議」は公募委員がおらずパブコメもない。これでは関心が高まらない。様々な意見が闘わされる場にすべきである。森林と林業への理解を深めるためには、この様な体制を改めるべきと考える。	<p>○地域会議において様々な意見が交わされ、森林税事業のみならず森林・林業への理解が深まる仕組みとなるよう検討してまいります。</p>

○森林税活用事業の制度に関する御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
109	造林制度は年々複雑化しその運用に多大な労力を要している。これに再造林の加速化に関する施策が加わることで、現場に過度の負担がかかることを危惧する。造林制度全体の運用の簡素化等も併せて検討されたい。	○本県には多様な森林があり、それらの持つ多面的な機能を維持・増進させるために様々な造林に係る補助制度を構築しているところです。事業体向け説明会の開催などにより、分かり易い制度運用に努めてまいります。
110	補助金の額により、添付書類の簡略化等を検討していただき、使いやすい制度としてもらいたい。事務の手間は行政だけでなく、団体にもあるため。	○補助金の交付にあっては、実績報告等により、その交付に適う事業内容となっているか、補助要件を満たしているかを判断するための書類を添付していただく必要がありますが、いただいたご意見については、事業構築の際の参考とさせていただきます。
111	里山整備利用地域認定団体の事務局の事務仕事が多いため、事務作業に対する支援、もしくは事務手続き（書類等の整備負担）の簡略化をお願いしたい。	
112	林は樹種・林齢、成立本数・手入れの状況等、多種多様であることから、各地域の実情に沿った対策が実施できるよう、各地域振興局が独自の判断で運用できる地域枠の設定を検討されたい。	○ご指摘のとおり本県は県土が広く、地域ごとに抱える課題は様々であると認識しています。地域振興局独自の判断による運用については、どのような手法が地域にとって適切なのか、研究してまいりたいと考えています。
113	地域ごとの課題については地域振興局の裁量（予算を含む）を増やす、市町村への補助金（特に提案型）を充実させるべきと考える。	
114	負担金ではなく税金であるので、森林づくりを地域で進めている皆さんが広く使えるような制度は続けていただきたい。限定的な予算付けにせず、濃い薄いがあっても良いと思うので、ゼロでなく、薄くても幅広い予算配分とされたい。	○いただいた御意見については、今後の施策を推進するうえで参考とさせていただきます。

○その他の御意見

	御意見・御質問の要旨	県の考え方
115	森林税を個人の財産（所有山林）の明確化に使うことは難しいかもしれないが、森林所有者の山探しに活用できれば森林整備も進み、森林の活性化につながるのではないか。森林所有者の心が山に向くよう、自分の山が探せるような施策・予算を講じて欲しい。	○森林所有者の皆様、自らの所有森林に目を向けてもらうには、林業経営に適した森林であれば適切な整備により一定の収入が見込める収支モデル等をお示しし、経営管理に対する意欲を持っていただくきっかけにすることも重要と考えます。 ○一方で、経営管理が困難で、所有者もその意向を示さない森林については、森林経営管理制度に基づき市町村が経営管理を担うことも一つの方法です。
116	森林所有者が自分の持っている森林に対し無関心であり、その保全に関わらないことが問題。木が倒れるまで気が付かず、市道沿い等では事故となるケースが多発している。	○森林所有者の皆様にも所有森林に目を向けていただき、森林の適切な管理が行われるよう、関係機関と協力して必要な施策を進めてまいります。
117	災害が起きれば復旧作業を行うが、予防措置には予算を振り向けないのは矛盾している。いわゆる開発行為や車中心の道路事業は止めるべきと考える。	○森林税を活用し、防災・減災のために整備が必要な里山の間伐や、交通・電気・通信等のライフラインを保全するための支障木や危険木の伐採、豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど水害の発生要因となるおそれがある河川沿いの支障木や危険木の伐採といった、災害の予防に資する事業にも引き続き取り組んでまいります。
118	「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を廃止すべきである。水資源の確保には、森林生態系の保全、様々な汚染対策、使用量制限、が重要であるが、それを定めた「長野県水環境保全条例」が以前から存在している。一方表記の条例は直接関係しない事項を強調することによって本質を解りにくくしているので廃止すべきと考える。	○長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）は、水資源の保全のため必要な区域を「水資源保全地域」に指定し、その区域内における土地の取引等の事前届出を義務付けることで、土地の取引等による水資源の保全への影響を防ぐことを目的として制定しました。 ○一方、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）における「水道水源保全地区」は、その区域内において一定規模以上の土地の形質変更等を行う場合の事前協議を義務付けることで、開発行為による水道水源への影響を防ぐことを目的としており、両者が相まって本県における水資源の保全を図ることができるものと考えております。
119	当該税金の不正使用があったことから、税金の徴収そのものを一旦やめていただき、本来に税金徴収が必要かどうか、改めて、県民投票を行って決めて欲しい。次回以降は、収められる人だけから徴収していただき、同意していない人から徴収することはやめていただきたい。	○大北森林組合等補助金不適正受給事案については、平成26年12月に県として事案を組織的に把握以降、関係者に対する補助金返還請求や損害賠償請求を行うとともに、関係した県職員の処分等、事案の全体像を踏まえ、これまで厳正に対応してきました。引き続きこのような事案が二度と発生しないよう、職員の意識改革・組織風土の改革・しごと改革によるコンプライアンスの推進を図ってまいります。 ○超過課税については、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、必要な取組を緊急に進めるための財源として御負担をお願いするものです。
120	松くい虫の防除のため一部地域では空中散布を行なっているが、広範囲に殺虫剤をまき散らす方法は生態系や環境に多大な悪影響を及ぼす。松枯れは困るが、薬剤の空中散布は禁止し、それに代わる環境に影響の少ない方法を県は指導すべき。	○空中薬剤散布が必要でかつ地域の理解が得られた箇所について、安全基準を遵守した上で実施するように、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。
121	松枯れ対策でのネオニコチノイド散布は止めるべきと考える。	